

公 募 要 領

「極小規模離島再生可能エネルギー100%自活実証事業」
委託業務

沖 縄 県

公 募 要 領

1. 委託業務名

極小規模離島再生可能エネルギー100%自活実証事業委託業務

2. 事業背景

本県はエネルギー消費の99%を石炭や石油などの化石燃料に依存するとともに、島嶼地域である地理的課題を有するため、原油価格乱高下の影響は原料価格及び輸送のコスト両面から、経済的な負担が非常に大きく、安定的なエネルギー供給を図るためには、エネルギー源の多様化が重要であり、島嶼地域に適した再生可能エネルギーの利用や、新エネルギー、省エネルギーモデルの実用化が期待されている。

これらの課題解決に向けて、平成22年度には沖縄県エネルギービジョンを、平成25年度には沖縄県エネルギービジョン・アクションプランを策定し、その実現に向けて、施策展開してきた。

その施策の一つとして、来間島における、島の消費電力のすべてを再生可能エネルギーで供給するモデル事業を実施しており、再生可能エネルギー100%自活に向けた、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた最適な制御手法の確立やコスト面の課題などといった各種知見を集約してきたところである。

3. 事業目的

本委託業務では、H28年度の調査結果等をもとに、極小規模離島において将来100%再生可能エネルギー自活を実現するために、解決していかなければならない課題等の抽出・整理を目的とする。

4. 委託業務の内容

別添の委託業務仕様書を参照

5. 委託業務費限度額

16,200,000円以内（消費税及び地方消費税込み）

※企画提案公募のため提示した金額であり、契約金額と一致しない場合があります。

6. 委託件数

委託業務を実施する委託先を1件採択します。

7. 実施期間

平成29年度の委託業務契約期間：委託契約締結日から平成30年3月末日

8. 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 応募者は、企業、組合、特例民法法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の法人格を有する事業関連の機関であること。
- (2) 類似の事業の受託実績があり、事業期間及び実施期間において委託業務仕様書に基づく業務を遂行する能力を有すること。
- (3) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金や設備等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 県が事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる事務処理体制を有していること。
- (5) 委託後も当事業の成果を活用し、持続的に県のエネルギー政策や産業振興への寄与を実施することを前提とし、原則、応募者は県内に拠点を有する機関とする。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)：地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (7) 提出書類の受付期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (8) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (9) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (10) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ア. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ. 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (11) 本委託業務を共同企業体として実施しようとする場合にあっては、各構成員が本業務の企画と実施に十分な能力を有し、かつ、各構成員間の責任及び役割が明確になっていること。

9. スケジュール

平成30年1月 5日(火)	公募開始	
1月12日(金)	質問×切	17時00分(時間厳守)
1月16日(火)	質問回答(予定)	
1月22日(月)	企画提案書提出期限	17時00分(時間厳守)
1月下旬	選定委員会(予定)	
1月下旬	委託業者決定通知(予定)	
2月上旬	契約締結(予定)	

10. 応募の手続き等

(1) 企画提案書等の提出

応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、正本1部、副本8部提出しなければならない。

- ① 応募申請書一式(様式1号)
- ② 誓約書(様式2号)
- ③ 「8. 参加資格」(2)の実績を証明する書類(任意様式)
- ④ 業務計画書(任意様式)
- ⑤ 添付書類
 - (a) 定款又は寄附行為
 - (b) 履歴事項全部証明書
 - (c) 直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書)又はこれに類する書類
 - (d) 応募社の概要がわかるもの(会社案内等)
 - (e) 直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

- ①提出期限：「9. スケジュール」のとおり
- ②提出場所：「13. 問合せ先」のとおり
- ③提出方法：持参もしくは郵送により提出すること。
 - (a) 郵送の場合は書留郵便とすること。
 - (b) 郵送での提出の際は、封筒に「提案書在中」と朱書きの上、ご提出下さい。
 - (c) 締切日必着とする（提出期限厳守）

(3) 応募書類に関する質問の受付及び回答

- ①受付期間：公募掲載日から平成 30 年 1 月 12 日（金）17 時 00 分まで
- ②受付方法：様式第 3 号「質問票」に質問事項・担当者名・電話番号記載のうえ、「13. 問合せ先」まで開封確認付きメールもしくは郵送（期限日時までに必着とする。）にて提出してください。
- ③回答：最終回答は平成 30 年 1 月 16 日（火）を予定。質問に対する回答は、産業政策課ホームページ上で公開する。

(4) 提案書作成の留意事項

- ①応募者（共同企業体の場合は、1つの共同企業体）につき、提案は1件であること。共同企業体の場合は、共同企業体を代表する者が応募すること。
- ②共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員となって応募する、単体として応募するなど、重複して参加することはできない。
- ③共同企業体で応募する場合、「8. 参加資格」の(6)～(10)について、構成員ごとに提出すること。
- ④各様式は、必要に応じて2枚以上にまたがって記載しても良い。また、関連資料があれば必要最小限度の範囲で添付しても良い。
- ⑤委託経費として計上できる経費は（別表）委託経費に計上できる経費に掲げる経費とする。
- ⑥本委託業務により受託者が取得した物品（機械・備品費で購入した機械装置等）は県の帰属となる。受託者においては、使用にあたり、善良な管理者の注意をもって管理すること。また、本委託事業の購入物品である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなど明記して管理すること。

11. 審査及び契約

提案のあった企画について審査を行い、審査の結果、第1位となった者と契約の締結に向けて協議するが、協議が整わない場合は、次点の者と協議を行う。

(1) 審査方法

- ア 審査は、沖縄県庁内に設置される審査委員会で行う。
- イ 審査委員会において提案内容を審査し、契約予定者となるべき順位を決定する。
- ウ 審査は原則として書類審査のみとするが、提案者のプレゼンテーションを要求する場合もある。実施する場合は、プレゼンテーション実施3日前までに提案者へ通知する。
- エ 審査委員会は非公開とし、審査経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う

- ① 適合性
企画提案のコンセプトが、県の方向性及び本事業の趣旨と合致していること。
- ② 実績
関連分野の事業等に関する実績を有すること。
- ③ 実現性
企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、事業に必要な設備・能力、実施体制、

財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

- ④ 具体性
事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について具体性のある事業計画であること。
- ⑤ 将来性
企画提案の効果が本県の施策に対して継続性及び展開性を期待できるものであること。
- ⑥ 妥当性
事業を実施するに当たり、予算の範囲内であり、妥当な積算で経済性に優れていること。

(4) 委託先の決定及び通知について

審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

12. その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等、企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 書類の提出及び契約にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (4) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 企画内容については、受託業者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、受託業者の企画提案書を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定することになる。
- (6) 契約金額については、選定された者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 法人については、複数の営業所等がこの手続きに参加することはできない。
- (9) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (10) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部産業政策課と受託者とで別途協議して決めることとする。

13. 問い合わせ先

沖縄県商工労働部 産業政策課 産業基盤班 当間
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL: 098-866-2330 FAX: 098-866-2440

メールアドレス: toumatu@pref.okinawa.lg.jp

※(at)の部分を実際@に置き換えてから、メールを送信してください。

14. 添付資料

- (1) 「極小規模離島再生可能エネルギー100%自活実証事業」仕様書
- (2) 申請様式（様式第1号及び第2号）
- (3) 質問票（様式第3号）
- (4) H28年度「極小規模離島再生可能エネルギー100%自活実証事業」報告書（別添1）

(別表) 委託経費に計上できる経費

委託経費の対象となる経費にあたっては、次の通りとします。

大項目	中項目	内容
1. 直接経費	①直接人件費	調査等に直接従事する研究員等の人件費 なお、国または地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人については、常勤職員の人件費は計上できません。
	②謝金	委員会などの外部委員に対する出席謝金。 講演、原稿の執筆、事業協力等に対する謝金。
	③国内旅費	国内出張に係る経費。
	④外国旅費	海外出張に係る経費。
	⑤調査事業費	1) 機械・備品費 本委託業務で使用するもので、原型のまま比較的長期の反復使用に耐えられるもののうち、取得価格が2万円以上の物品とします。ただし、調査業務用器具及び備品(試験又は測定機器、計算機器及び撮影機等)については、取得価格が10万円以上の物品とします(ただし、借り上げの方が対象経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借り上げで対応してください。)。その際の経費は「借料及び損料)になります。) また、取得した機械・装置費の帰属は県となります。 2) 消耗品費 本委託業務の実施に直接要した調査用の資材、部品等の購入等に要した経費であり、機械・備品費に該当しないものとします。受託者が通常使用する事務用品等の消耗品は除きます。 3) 借料及び損料 業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費。または業務を実施するにあたり直接必要となる物品等(第三者所有の試験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機)の使用等に要した経費。 4) 会場費 業務(会議、講演会、シンポジウム)を行うために必要な会場借料等に要する経費(会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等) 5) 通信運搬費 当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費。 6) 印刷製本費 事業に直接必要なパンフレットや検討資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。 7) 外注費 受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ外注するために必要な経費(請負契約)
	⑥再委託費	業務を行うために必要な経費のうち、受託業者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他社へ委任して行わせるために必要な経費。再委託先からの委託(再々委託)については認められません。
	⑦その他経費	外国人招へい旅費・滞在費、特許出願経費、賃金、燃料費、光熱水料、翻訳・通訳費等必要に応じて計上可能とします。
2. 一般管理費		直接経費以外で本委託業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。 原則、(直接人件費+直接経費-再委託費)の10%以内としますが、前記により難いなど特殊要因がある場合は、実績、実情を勘案し、適正かつ合理的な方法に基づき算出された金額を見積もること。
3. 消費税		1. 2. の経費のうち、非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%